

浜田市議会議員の報酬等の特例に関する条例（案）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、浜田市議会が定める、公正性、透明性、信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すという議会の活動原則に則り、議員の議会活動及び住民の信頼確保への責務に鑑み、浜田市議会議員（以下「議員」という。）が、市議会の会議を長期間欠席した場合及び議会への住民の信頼に反した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、浜田市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 36 号。以下「議員報酬条例」という。）の特例を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市議会の会議等 浜田市議会定例会及び臨時会の本会議並びに浜田市議会会議規則(平成 17 年議会規則第 1 号)に基づき設置された協議又は調整を行うための場及び浜田市議会委員会条例(平成 17 年条例第 306 号)に基づき設置された委員会をいう。
- (2) 公務上の災害等 浜田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成 17 年条例第 48 号)に基づき認定された公務上の災害及び通勤による災害をいう。

（議員報酬の減額）

第 3 条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、議会活動を引き続き長期間休止したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、市議会の会議等を欠席した日から、市議会の会議等に出席した日の前日までの期間（以下「議会活動ができない期間」という。）に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

議員活動ができない期間	割合
90 日を超え 365 日以下であるとき	100 分の 80
365 日を超えるとき	100 分の 60

- 2 前項の規定は、議会活動ができない期間が 90 日を経過した日から適用する。
- 3 前 2 項の規定により議員報酬を減額して支給する場合、月の初日から末日まで減額して支給するとき以外の場合は、議員報酬の額は、その月の現日数

を基礎として日割によって計算する。この場合において、日割り計算による当該議員報酬の額の調整は、日割り計算をすべき月の翌月に支給する報酬で調整し、支給するものとする。

(期末手当の減額)

第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)のそれぞれ前6月以内の期間において、議員報酬の支給を減額された月があるとききの期末手当は、その職に応じた期末手当に、議会活動ができない期間に応じて、第3条第1項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

2 基準日の前6月以内の期間において、議員報酬の減額割合が異なる場合は、高い方の減額割合を適用する。

(適用除外)

第5条 次に掲げる事由により議会活動を引き続き長期間休止したときは、第3条及び前条の規定は適用しない。

(1) 公務上の災害等

(2) その他議長が認める理由により議会活動ができない場合

(議員報酬の支給停止)

第6条 議員が、刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日まで日割によりその月から議員報酬の支給を停止する。

2 議員が、刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束されない処分を受けた場合において、市議会の会議等を正当な理由もなく欠席したときは、その月から議員報酬の支給を停止する。

3 前2項の議員報酬の支給の停止の際、既にその月の議員報酬が支払われていたとき又は支給日が差し迫っているため支給の停止ができないときは、翌月の議員報酬から当該停止された額を差し引いて支給するものとする。この場合において、議員の辞職その他の理由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、当該停止はなかったものとみなす。

(期末手当の支給停止)

第7条 期末手当支給に係る基準日の前6月以内の期間において、前条による議員報酬の支給を停止され、基準日において、なお、それが継続しているとき又は保釈により一時解除され、判決が確定していないときは、当該期末手当の支給を停止する。

(停止されていた議員報酬及び期末手当の支給)

第8条 支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき又は当該停止に係る刑事事件の無罪判決(同様の効果を有する判決及び決定を含む。)が確定したときは、その日以降で支払い手続きができる直近の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、議員の資格を失っているときも、同様とする。

(議員報酬の不支給)

第9条 第6条第1項の規定により議員報酬の支給を停止され、当該刑事事件に係る有罪判決が確定したときは、停止されていた議員報酬は、支給しない。

2 前項の場合において、刑の執行として刑事施設に収容されたときは、その処分が終了する日まで支給しない。

(期末手当の不支給)

第10条 期末手当支給に係る基準日のそれぞれ前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬を支給しないこととされた月があるときは、当該期末手当は、支給しない。

(減額、停止及び不支給の効力)

第11条 この条例の規定により前任期中に議員報酬等を減額、停止及び不支給とされていた議員が、再び議員の資格を得た場合は、前任期中の減額、停止及び不支給の効力は及ばないものとする。

(疑義の決定)

第13条 この条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮り、決定するものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。